北極域研究加速プロジェクト（ArCS Ⅱ）
海外若手研究者公募
審査要項

1. 審査の手順

1）審査主体

審査は、ArCS II プロジェクトに設置する海外若手研究者公募審査委員会（以下、「審査委員会」という）が非公開で実施する。

2）審査方法

提出された応募書類に基づき、書面審査を行う。必要に応じて、面接審査を行う場合がある。審査委員会は、書面審査および面接審査の内容を総合的に評価し、合議により採択を決定する。審査結果によっては、支援額が申請額よりも減額される場合がある。

3）採否通知

すべての応募について、申請書に記載の受入研究者の E メールアドレス宛に、ArCS II 事務局より E メールにて採否を通知する。

2. 審査の観点

・候補者と受入研究者双方の研究の発展が期待できるか。
・我が国および国際的な北極域研究の進展に資するものであるか。
・候補者と受入研究者の事前相談が緊密に行われ、研究計画が具体的となっているか。
・受入機関における受入体制が十分に整っているか。

なお、審査においては、 準備状況も含め国際共同研究の意義・必要性、研究計画の実現可能性に基づき総合的な判断をします。

3. 審査方針

・合議においては書面審査の評点のほか、理由、意見等も十分考慮すること。
・審査の判定は、採択・不採択の 2 者択一とすること。

4. 審査基準等

1） 書面審査

(1) 審査の評点

評点	評価
5	特に優れている
4	優れている
3	妥当である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 各評点の所見等の記入

・審査員は、2. 審査の観点の項目ごとに評点を付す。特に 3 点以外の評点を付した場合には、どの点が優れているか、またはどの点が不十分かについて、具体的な判断根拠・理由等を必ず所見として記入すること。

・全体に対するコメントについては、採否にあたって極めて重要な判断材料となるため、必ずその内容を総合所見として記入すること。計画についての改善のための条件または意見については、課題・留意点として記入すること。

２）面接審査

書面審査の結果、審査委員会により必要と判断された場合は受入研究者に対し面接審査を行う。状況に応じてオンラインで行う場合がある。

3）合議審査（採否の決定）

書面審査および面接審査の内容を基に審査委員会は、総合的に勘案し、最終的な採否を決定する。その際、必要に応じて計画についての改善のための条件または意見を付すことができる（支援額の減額を含む）。

5. 利益相反

1）利害関係者の不参加

受入研究者または候補者と利害関係がある審査員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該審査には加わらないこととする。利害関係の範囲については、次のとおり。

①審査員が受入研究者である場合

②受入研究者が審査員と同じ組織（学部・研究科・研究所等）に専任で所属する場合、もしくは兼務であっても研究分野が審査員と同一の場合

③審査員と密接な関係にある者（親族等）が受入研究者または候補者である場合

④審査員が中立・公正に判断を行うことが難しいと判断される場合

6. 情報公開・開示等

1）審査における各審査員の評価結果や議事要旨は、原則非公開とする。

2）すべての応募について、採否結果を通知する。採択された申請について、実施にあたっての留意事項や条件等がある場合はその旨の通知を行う。

3）審査員は、審査の過程で得た情報について、公表された情報以外は外部に漏洩してはならない。また、審査員として得た情報は、厳重に管理しなければならない。